

< 特定国民健康保険組合（ 1 ）に加入されている福祉医療受給者の皆様へ >

平成 24 年 4 月 1 日以降、医療機関や薬局で受診される場合は、被保険者証と受給者証と併せて、必ず「限度額適用認定証（ 2 ）」を医療機関等の窓口で提示してください。

兵庫県で実施している福祉医療（老人医療、重度障害者医療、乳幼児等医療、母子家庭等医療、こども医療をいいます。）においては、これまで、兵庫県外の国民健康保険（ 3 ）のうち、特定国民健康保険組合に加入されている受給者の方について、受給者証を交付し、現物給付（ 4 ）での医療費助成を行ってきました。

しかしながら、平成 24 年 4 月 1 日以降、国民健康保険における医療費の審査支払システムが全国で統一化されることに伴い、特定国民健康保険組合を含め、兵庫県外の国民健康保険に加入されている受給者の方については、医療費や調剤費が少額である場合及び医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」の提示がある場合を除き、原則として償還払い（ 5 ）により助成を行うよう制度が変更となります。

つきましては、今後も引き続き現物給付による助成を受けていただくため、ご加入の国民健康保険組合に「限度額適用認定証」の交付を申請の上、医療機関や薬局で診療や調剤を受ける際に、窓口で提示していただきますようご理解とご協力をお願いします。

【平成 24 年 4 月 1 日以降の取扱い】

兵庫県外の 国民健康保険組合	福祉医療の助成方法	
	現行	H24.4.1 ~
特定国民健康保険組合 ・全国土木建築国民健康保険組合 ・全国建設工事業国民健康保険組合 ・近畿税理士国民健康保険組合	現物給付	限度額適用認定証の提示がある場合 ⇒ 現物給付
		限度額適用認定証の提示がない場合 ⇒ 償還払い*
その他	償還払い	償還払い

*高額療養費が発生する場合は償還払い。高額療養費が発生しない場合は現物給付となる場合があります。

- 1 全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合の3国保組合をいいます。
- 2 医療機関等窓口での負担額（医療保険の自己負担額）を一定の金額にとどめるための証明書です。事前に加入する国保組合に対して交付申請を行う必要があります。申請方法等については、ご加入の国民健康保険組合にお問い合わせください。
- 3 兵庫県以外の都道府県の市町村国民健康保険及び兵庫県以外の都道府県に本部を有する国民健康保険組合をいいます
- 4 医療機関等の窓口で、被保険者証と受給者証を提示することにより、受給者証に記載の一部負担金のみを支払う方法をいいます。
- 5 医療機関等の窓口で医療保険の自己負担額（医療費の2割～3割）をお支払いいただき、お住まいの市町に申請いただくことにより医療費の助成を行う方法をいいます